

滋賀県消防広域化推進計画



平成20年3月

滋 賀 県

「滋賀県消防広域化推進計画」策定について

1 背景

災害の大規模化や複雑化、住民ニーズの多様化など消防を取り巻く環境の変化に適切に対応できる市町村の消防体制の整備および確立を図るためには、自主的な市町村の消防の広域化が必要であることから、国においては、平成 18 年 6 月 14 日に「消防組織法」の一部を改正し、平成 18 年 7 月 12 日には消防庁長官が「市町村の消防の広域化に関する基本指針」(以下「基本指針」といいます。)を定めたところです。

2 推進計画の性格

滋賀県消防広域化推進計画は、消防組織法第 33 条第 1 項に定める「自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画」として策定するものであり、市町の消防の広域化の必要性および広域化の対象となる市町の組合せ等を定め、本県における市町の消防の広域化の推進を図るものです。

3 推進計画の策定

計画の策定にあたっては、学識経験者、市町、消防関係者および県民の代表の方々に構成する「滋賀県常備消防広域化検討委員会」からの提言を踏まえ、本県における市町の消防体制の整備および確立のためには消防の広域化が必要と判断し、「滋賀県消防広域化推進計画」(以下「推進計画」といいます。)を策定いたしました。

なお、今後、広域化に向けて協議検討を進める中で、広域化対象市町の組合せ等に変更が生じた場合には、推進計画を変更するものとします。

4 推進計画に基づく広域化の推進

広域化の対象となった市町が「広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画」(「広域消防運営計画」)を作成し、基本指針に定められた期間内(推進計画策定後 5 年度以内(平成 24 年度まで))に推進計画に基づく広域化が実現できるよう、県として必要な支援を行っていくこととしています。

はじめに

昭和 23 年に消防組織法が施行され、自治体消防が発足して以来約 60 年が経過しようとしています。この間、社会経済の進展や科学技術の進歩により県民生活は豊かで快適なものとなってきました。しかし、一方では災害や事故が多様化・大規模化するなど、消防を取り巻く環境も大きく変化し、こういった消防ニーズに対応するため、消防の広域化が進められてきました。

近年では、平成 6 年度に国が管轄人口 10 万人以上を目標とした消防広域化基本計画策定指針を示したことを受け、本県でも平成 10 年度に 11 消防本部体制を 7 本部とする「滋賀県常備消防広域化基本計画」を策定し、広域化を進めてきました。

平成 18 年 4 月には長浜市消防本部、米原市消防本部、東浅井郡消防本部および伊香郡消防組合消防本部の 4 消防本部が統合し、湖北地域消防本部として発足したところです。

しかしながら、依然として高い火災発生件数、防火対象物の増加、琵琶湖西岸断層帯による地震や東南海・南海地震等の発生の危惧など、災害や事故は多様化・大規模化しており、このような変化から県民の生命、身体および財産を守り、安全・安心を確保することが消防防災行政にとって最大の課題となっています。さらに、救急需要は増加の一途にあり、救急業務がますます高度化する中、これに適切に対応できる組織体制を構築することも必要となってきています。

また、一方では戦後一貫して増加し続けてきた人口が、本県においても平成 27 年（2015 年）を境に減少に転じるとの予測もあり、人口の少子高齢化がより一層加速するなど社会情勢も大幅に変化していくこととなります。

このような消防を取り巻く環境の変化および社会情勢の変化に備え、国では平成 18 年 6 月に消防組織法が改正され、同年 7 月に市町村の消防の広域化に関する基本指針が策定されました。この基本指針において、都道府県が消防の広域化を推進する必要があると認める場合には、平成 19 年度中に消防の広域化に関する推進計画を策定することとされています。

県民の安全・安心の確保は県にとっての重要な責務であり、本県においても、これらの変化に対応した消防体制の整備および確立は必要不可欠です。

そこで、消防体制の整備および確立を図り、本県の安全・安心を確保するため、本県各消防本部の管轄面積の広狭、交通事情などの地理的条件、広域行政、日常生活圏、人口動態等の地域特性にも十分考慮して「滋賀県消防広域化推進計画」を策定しました。

平成 20 年（2008 年）3 月 25 日

滋賀県知事 嘉 田 由紀子

目次

第1章 市町の消防の現況および将来の見通し	1
1 県内の消防本部の現況	1
2 消防の現況と将来の見通し	4
3 消防行政の課題	12
第2章 市町の消防の広域化に関する基本的な事項	13
1 国の方針	13
2 本県における考え方	14
第3章 広域化対象消防本部の組合せ	15
1 広域化の組合せについて	15
2 全県1消防本部案の実現に向けて	18
3 個別の課題の解消について	19
第4章 自主的な市町の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項	22
1 住民および関係者に対する情報提供等	22
2 市町への支援等	22
3 関係市町間の協議の積極的な推奨、仲介、調整等	22
第5章 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項	23
1 広域化後の消防の体制の整備	23
2 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策	23
3 広域化後の消防本部と消防団および防災担当部局等との連携の確保	23

資料編

【資料編 1：人口・世帯数の増加】	25
【資料編 2：少子高齢化の進行】	25
【資料編 3：交通事故等の状況】	25
【資料編 4：火災の発生状況】	26
【資料編 5：大規模・高層建築物の状況】	27
【資料編 6：情報通信技術の状況】	27
【資料編 7：市町財政の状況】	28
【資料編 8：市町村合併の状況】	29
【資料編 9：救急出場件数の増加】	30
【資料編 10：救助出動件数の増加】	31
【資料編 11：危険物施設数および危険物施設における事故件数】	32
【資料編 12：民間防火組織の人員の推移】	33
【資料編 13：防災ヘリコプター業務の増加】	34
【資料編 14：消防職員数・消防団員数の状況】	35
【資料編 15：全都道府県消防本部数・基地局数一覧表】	36
【資料編 16：財政基盤（消防費）の状況】	37
【資料編 17：消防の広域化の組合せに関する基準】	38
【資料編 18：県内市町の主な広域行政の現状】	39
【資料編 19：消防指令業務の共同運用について】	40
【資料編 20：滋賀県二次保健医療圏】	41
【資料編 21：愛知郡広域行政組合消防本部管内における広域行政の現状】	42

第1章 市町の消防の現況および将来の見通し

1 県内の消防本部の現況

(1) 経 過

昭和 23 年 3 月 7 日に施行された消防組織法により、消防業務が警察組織から分離され、市町村の責任で処理する自治体消防が発足した。

本県では、昭和 23 年 9 月 15 日に大津市と彦根市が消防業務を開始したのを皮切りに、市町単独や組合方式で消防の常備化が進み、昭和 50 年 4 月 1 日に大津市が志賀町の消防業務を受託したことにより、県内 50 の全市町村で 11 の消防本部（3 単独消防本部、8 組合消防本部）が設置され、県内全域で消防業務の常備化が図られた。

近年では、平成 6 年度に国が管轄人口 10 万人以上を目標とした消防広域化基本計画策定指針を示したことを受け、本県でも平成 10 年度に 11 消防本部体制を 7 本部とする「滋賀県常備消防広域化基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、広域化を進めてきたところである。

(2) 設置状況

平成 18 年 4 月には湖北地域の 4 消防本部の広域化が実現されたが、愛知郡広域行政組合消防本部については広域化に至っておらず、現在、県内の消防体制は 8 消防本部となっている。

(3) 職員数

県内 8 消防本部のうち、職員数が 100 人未満の消防本部は 2 本部である。職員数が 100 人以上 200 人未満の消防本部は 2 本部で、200 人以上の消防本部は 4 本部である。

(4) 管内人口

県内 8 消防本部のうち、管内人口 10 万人未満の消防本部は 2 本部で、うち 1 本部は 5 万人未満である。管内人口が 10 万人以上 30 万人未満の消防本部は 4 本部で、30 万人以上の消防本部は 2 本部である。

(5) 管内面積

県内 8 消防本部のうち、管内面積 200 k m²未満の消防本部は 1 本部である。管内面積が 200 k m²以上 400 k m²未満の消防本部は 3 本部で、400 k m²以上の消防本部は 4 本部である。

(6) 消防本部の設置状況

本部名	業務開始年月日	構成市町	面積 (k㎡)	管内人口 (人)	消防職員数 (人)	本部所在地
大津市	昭和 23 年 9 月 15 日	1 市	374.06	326,318	287	大津市御陵町 3 番 1 号
彦根市	昭和 23 年 9 月 15 日	1 市 事務委託 3 町	255.52	134,010	134	彦根市西今町 415 番地
愛知郡広域行政組合	昭和 45 年 4 月 1 日	1 市 1 町	105.40	34,464	60	東近江市小八木町 16 番地
東近江行政組合	昭和 47 年 4 月 1 日	2 市 3 町	579.33	220,083	240	東近江市東今崎町 5 番 33 号
甲賀広域行政組合	昭和 48 年 4 月 1 日	2 市	552.18	148,977	178	甲賀市水口町水口 6218 番地
湖南広域行政組合	平成 10 年 4 月 1 日	4 市	206.68	306,527	288	栗東市小柿三丁目 1 番 1 号
高島市	平成 17 年 1 月 1 日	1 市	511.36	53,253	95	高島市今津町日置前 5150 番地
湖北地域消防組合	平成 18 年 4 月 1 日	2 市 6 町	762.58	165,073	214	長浜市平方町 1135 番地
計		26 市町	3347.11	1,388,705	1,496	

記載は、業務開始年月日順である。

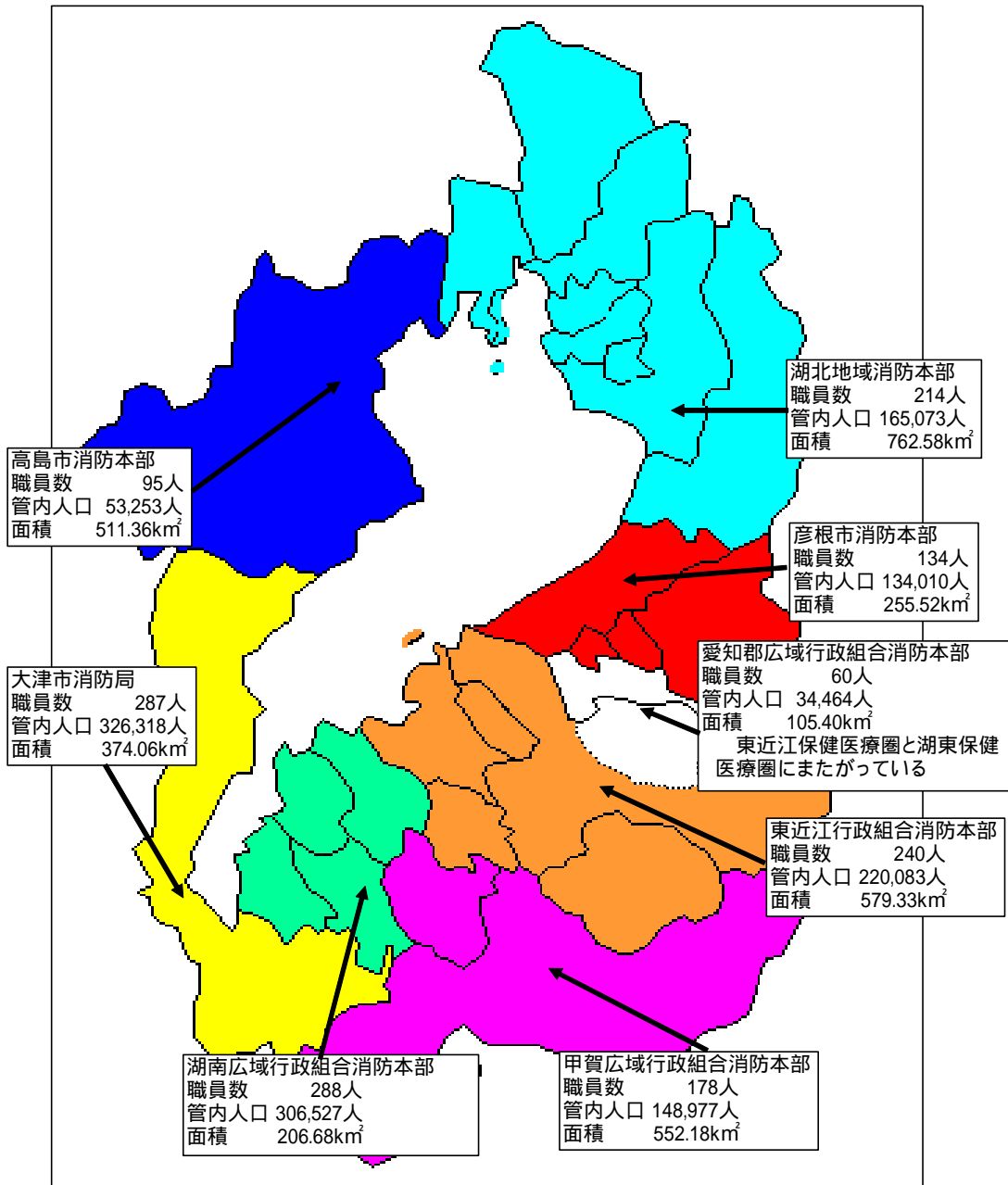
面積、管内人口および消防職員数は平成 19 年 4 月 1 日現在である。(人口は滋賀県統計課推計人口による。)

湖南広域行政組合は、昭和 45 年 2 月 1 日～平成 10 年 3 月 31 日まで湖南消防組合である。

高島市は、昭和 47 年 9 月 1 日～平成 11 年 10 月 31 日まで湖西地域広域市町村圏事務組合、平成 11 年 11 月 1 日～平成 16 年 12 月 31 日まで湖西広域連合である。

湖北地域消防組合は、旧長浜市(昭和 23 年 12 月 21 日業務開始)、旧米原市(平成 17 年 10 月 1 日業務開始。なお、米原市は昭和 49 年 4 月 1 日～昭和 52 年 3 月 31 日まで坂田郡消防組合、昭和 52 年 4 月 1 日～平成 17 年 2 月 13 日まで坂田郡広域行政組合、平成 17 年 2 月 14 日～平成 17 年 9 月 30 日まで坂田消防組合)、旧東浅井郡広域行政組合(昭和 47 年 4 月 4 日業務開始)および旧伊香郡消防組合(昭和 48 年 4 月 1 日業務開始)の 4 本部が広域化したものである。

(7) 消防本部の設置状況図



県内市町村数	平成16年4月1日	50市町村 (8市41町1村)
	平成17年4月1日	33市町 (13市20町)
	平成18年4月1日	26市町 (13市13町)

県内消防本部数	平成16年4月1日	11消防本部
	平成18年4月1日	8消防本部
		(3長浜・米原・東浅井・伊香 湖北)

2 消防の現況と将来の見通し

(1) 消防を取り巻く環境の変化

ア 人口・世帯数の増加【資料編 1 参照】

平成 19 年 4 月 1 日現在の本県の人口は、1,388,075 人で、昭和 50 年からの 32 年間で 41%も増加している。また平成 19 年 4 月 1 日現在の本県の世帯数は 510,303 世帯で、同じく 32 年間で 103%も増加している。世帯数の増加率は人口の増加率を上回っており、1 世帯あたりの人数は減少している。

人口や世帯数の増加は、京阪神大都市圏の拡大の影響を受けたものであり、今後の見通しとして、増加率は全国の傾向と同様に低下していくが、総人口は平成 27 年前後をピークにその後減少に転じ、平成 42 年にはおよそ 1,368,000 人と予想されている。

イ 少子高齢化の進行【資料編 2 参照】

平成 19 年 4 月 1 日現在の 65 歳以上の人口は、262,724 人で昭和 50 年からの 32 年間で 2.8 倍となっており、その増加は総人口の増加率よりも高くなっている。また、総人口に占める 65 歳以上の人口の割合（高齢化率）も、昭和 50 年で 9.4%であったものが平成 19 年では 18.9%となり、高齢化が進んでいる。

今後の見通しでは、65 歳以上の人口割合は、平成 42 年には 28.4%になると予想されている。また、少子高齢化は、県北部および西部地域においては既に顕著となるなど、地域によってその差が見られるが、本県全体での少子高齢化は今後も一層進行していくと予想されている。

ウ 交通事故等の状況【資料編 3 参照】

本県は、名神高速道路や北陸自動車道をはじめ、国道 1 号、8 号、21 号および 161 号など国の主要な道路があり、県の発展に大きな役割を果たしてきたが、その一方で、交通量や交通事故の増加、環境の悪化などをもたらした。本県の交通事故の発生件数は、昭和 50 年から平成 18 年の 31 年間で 2.4 倍に増加し、自動車台数はこの 31 年間で 3.3 倍に増加した。

今後も、自動車台数の増加や新名神高速道路の開通などにより交通量が増加するとともに交通事故も増えることが予想され、救急・救助活動への要請もますます増大していくものと考えられる。

エ 火災の発生状況【資料編 4 参照】

平成 18 年の火災の主な発生原因は、放火および放火の疑い、こんろ、タバコ、ストーブ、たき火、マッチ・ライターなどである。火災の種別では建物火災が発生件数で全体の半分以上、損害額で全体の 94% を占めている。火災の年間発生件数は、平成 18 年までの 10 年間（平成 9 年～平成 18 年）の平均は 542 件で、それ以前の 10 年間（昭和 62 年～平成 8 年）の平均 476 件より増加した。

火災の発生件数、死者、負傷者、損害額ともに年によりばらつきがあり一定の傾向はないものの、近年の状況から判断すると大幅に増加することはないと思われる。しかし、人口の高齢化や大規模・高層建築物の増加により、火災現場での救出や避難活動において困難が増してくることが考えられる。

オ 大規模・高層建築物等の状況【資料編 5 参照】

防火対象物のうち、地階を有するなどの大規模建築物や、高さ 31m を超えるものまたは地上 11 階以上の高層建築物は近年著しく増加しており、昭和 55 年度末から平成 18 年度末までの 26 年間で、大規模建築物は 7.4 倍、高層建築物は 22 倍にもなっている。

今後もこれらの大規模・高層建築物等の増加が予想され、はしご車、化学車などこれらの建築物災害に対応する設備の整備が必要である。

カ 情報通信技術の状況【資料編 6 参照】

「IT 革命」といわれるように、情報通信技術の急速な進展は、県民の生活や経済活動に大きな変革をもたらしており、とくに携帯電話および PHS の普及は著しく、平成 18 年度末の本県での普及率は 74% に達している。

しかし、携帯電話の通信技術が向上し、生活の利便性が高まる一方で、従来の固定電話のように発信位置を特定することが困難になるという状況も生じており、緊急通報を受ける際の新たな対応が求められている。

キ 大規模災害の発生状況

本県では、平成 13 年 5 月に東近江市と安土町にまたがる織（きぬがさ）山で大規模な林野火災が発生している。

また、琵琶湖西岸断層帯による今後 30 年以内の地震発生確率が 0.09～9% と全国で 7 番目に高く、平成 19 年には能登半島地震、新潟県中越沖地震と連続して大規模な地震が発生するなど、今後も予断を許さない状況にある。

こういった大規模災害に対応するためには組織や装備を整備し、消防本部間の相互応援協定や緊急消防援助隊などの相互支援体制を充実することが求められている。

ク 市町財政の状況【資料編 7 参照】

県内市町の平成 18 年度決算においては、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が 91.1%と対前年度比 2.3 ポイント上昇して過去最高値となり、また、公債費負担比率は、17.1%で 0.5 ポイント上昇、起債制限比率も、11.3%で 0.2 ポイント上昇し、財政の硬直化が一段と進んでいる。

また、平成 16 年度からの「三位一体の改革」により税源移譲が実施されたものの、国庫補助負担金が見直され、地方交付税が削減されるなど、県内市町の財政を取り巻く環境は非常に厳しい状況にある。

このような状況を踏まえると、財政基盤が脆弱な人口規模が小さい市町は、今後、より一層厳しい財政運営になることが予想される。

ケ 市町村合併の状況【資料編 8 参照】

旧合併特例法の下での市町村合併により、新たに 9 市町が誕生し、28 町村が市へ移行し、平成 16 年 4 月 1 日の 50 市町村から平成 18 年 4 月 1 日には 26 市町となったところである。合併による規模の拡大に伴い、総務・企画等の内部管理部門の集約や、これに伴う職員を住民サービス部門へ再配置することで、事務処理の効率化、専門化が図られ、効果的で効率的な行財政運営ができる環境が整えられてきている。

平成 18 年（2006 年）12 月に策定された「滋賀県における自主的な市町の合併の推進に関する構想」では、市町合併の構想対象市町の組合せが示されたところであり、今後、合併新法の期限内（平成 22 年 3 月 31 日）の実現に向けて、自主的な市町合併の取組が期待されるところである。

ただ、市町村合併の結果、愛知郡広域行政組合消防本部については、保健医療圏や警察署の管轄区域と一致せず、東近江市についても 2 つの消防本部が管轄するという状況も生じている。

(2) 消防行政の変化

ア 救急業務の増加と高度化【資料編 9 参照】

・ 救急出場件数の増加

救急業務は、昭和 38 年に市町村の業務として法制化されて以来、既に 44 年が経過し、今や県民に不可欠な行政サービスとして深く定着している。平成 18 年の救急出場件数は 51,386 件で昭和 50 年と比べ 3.7 倍に増加した。事故種別では、急病が 4.8 倍、交通事故が 2.1 倍、一般負傷が 3.5 倍となっており、急病による救急出場件数の増加が著しい。

救急出場件数の今後の見通しとしては、救急搬送に占める高齢者の割合が高く

なることが予想されることから、今まで以上に増加していくものと考えられる。

- ・ 救急業務の高度化

救急現場や救急搬送途上で救急隊員が応急措置を行うことにより、傷病者の救命率を高めるため、平成3年に救急救命士制度が創設され、医師の指示の下に心肺停止状態に陥った傷病者等に対して高度な処置ができるようになった。

その後においても地域における病院前救護体制をより一層充実するため、消防機関が行う救急業務のさらなる高度化を図ることが課題とされ、平成13年には救急救命士に対する医師による常時指示体制や指導・助言体制の構築、救急活動の医学的観点からの事後検証体制の充実、および救急救命士の再教育体制の構築を推進するため、県内7地域のメディカルコントロール体制のさらなる充実が図られることとなった。

現在では、救急救命士の業務範囲が拡大され、救急現場でなるべく早い段階から医師の指示の下で救急救命士による高度な応急措置が行われ、救命率の向上が図られている。

今後は、救急出場件数が増加していくことが予想される中、より一層救命率を高めるためには、各地域におけるメディカルコントロール体制を充実強化していく必要があり、今まで以上に医療機関の協力を得て、計画的な救急救命士の新規養成や再教育を図り、同時に高規格救急自動車や高度救命処置用資機材の整備に努めていくことが求められる。

イ 救助業務の増加と高度化【資料編10参照】

- ・ 救助出動件数の増加

消防機関が行う救助活動は、火災における人命救助のほか、交通事故、水難事故、労働災害など幅広い事故や災害に加え、阪神・淡路大震災や新潟県中越沖地震などに見られる自然災害やテロ災害などの特殊な災害による被災者の救助活動がある。平成18年の救助出動件数は716件で平成元年の1.5倍になっており、事故種別では、交通事故が1.5倍と増加が著しい。

今後も、高速道路等の整備に伴う交通量の増加が見込まれることから、救助活動の要請が増えていくものと考えられる。

- ・ 救助業務の高度化

都市化、建築物の高層化が進むなど社会資本が複雑化・高度化しているとともに、琵琶湖西岸断層帯による地震や東南海・南海地震等の大地震による大きな被害が懸念される中、県内8消防本部のうち、大規模な消防本部では画像探索機や

地中音響探知機、地震警報器など高度な救助活動を行える高度救助用資機材を備えた高度救助隊やBC（Biological、Chemical）災害に対応できる救助隊が整備されてきたところである。

今後も高度救助用資機材やBC災害対応資機材の整備とともに、これらの資機材を的確に操作できる専門的な知識と高度な技術を持った救助隊員の養成が必要である。

ウ 予防業務の増加【資料編 11、12 参照】

・ 危険物施設における事故防止

危険物施設数は近年、減少傾向にあるが、平成 18 年の危険物施設における事故件数は 22 件で、過去 5 年間（平成 13 年～平成 17 年）の平均 22 件と比較すると横ばいで推移している。

危険物施設への立入検査は、セルフスタンドなどの規制緩和や危険物施設の老朽化などに伴い、予防業務の中で大きなウエイトを占める傾向にある。危険物取扱者に対する指導などは、火災や事故から生命や財産を守るうえで極めて重要であり、平成 17 年度から消防職員に対する予防技術検定が創設されるなど高度で専門的な知識・技術が必要とされている。

・ 住宅防火対策の推進

平成 19 年の消防白書によると平成 18 年では、住宅における火災が建物火災の 59.1%を占め、建物火災による死者の 91.5%が住宅で発生している。

国では、平成 13 年に「住宅防火基本方針」を定め、今後 10 年間の目標として、放火自殺者等を除く住宅火災による死者の発生数を現状から予測される死者発生数の半数に低減・抑制することを目指している。

平成 16 年 6 月には消防法が改正され、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられており、住宅防火に向けた施策を積極的に推進していく必要がある。

・ 自主防災組織、女性防火クラブ等の育成指導

地震等による大規模災害が発生した場合の初動期には、地域における防災活動が重要である。また、防火、防災意識の高揚の観点からも地域住民自らが自分たちの地域を守る取組を行うことは、非常に重要なことである。

そのため、自治会・学区を中心とする自主防災組織や、幼年・少年・女性防火クラブのさらなる育成活性化が今後の課題である。

エ 通信指令施設の高額化・高度化

消防車両に出動指令を行う通信指令施設の維持管理や更新については、情報通信技術が高度化する中でますます高額化しており、さらに、平成 28 年度までにデジタル方式に移行することとされている消防救急無線の整備にも多額の費用を要することから、財政基盤が弱い消防本部では更新や整備が進まないことが予想される。

また、発信位置の特定が困難な携帯電話からの 119 番通報が増加する一方、送信先の消防本部が特定されるメール 119 番通報も今後普及が予想され、消火・救急活動の要請に迅速に対応するためには、より広い範囲を管轄する通信指令体制が求められる。

オ 防災ヘリコプター業務の増加【資料編 13 参照】

滋賀県では、平成 8 年度に防災ヘリコプター「淡海」を導入し、全県域を対象に消火活動や人命救助活動を開始した。さらに平成 13 年度からは救急活動を開始させている。この防災ヘリコプターは、県が運行管理を行い、県内消防本部からの派遣職員により編成しているもので、その活動は全県域に及び、火災や救助・救急などの災害に迅速、的確に対応するという重要な役割を果たしている。

また、平成 10 年以降、岐阜県、三重県、奈良県、福井県と航空消防防災相互応援協定を締結し、航空消防防災業務の相互応援体制を整備した。

平成 9 年の災害活動件数は 22 件で、災害予防や訓練、一般行政を含めた全体件数の 8.6%であったが、平成 17 年には 56 件で全体の 16.4%と増加している。

今後、災害の大規模化や救命率の向上に対応するためには、防災ヘリコプターの適正な時期での機体更新と消火、救助、救急等の資機材の充実、および防災航空隊員の教育に努めるとともに、救急需要の増大に対応するべく、救急救命士の配置を検討する必要がある。

カ 広域応援体制の強化

本県では、大規模災害に備えて広域応援体制が整備され、日頃から情報伝達訓練、実動訓練を通じて、消防機関相互の連携強化に努めているが、災害発生時にはこれらの相互の広域応援体制を活用し、迅速・的確に消防活動を実施するとともに、消防本部と消防団がより一層連携を密にし、消防活動を実施する必要がある。

- ・ 消防本部における消防相互応援協定

平成 4 年 6 月に県内 11 消防本部で「滋賀県広域消防相互応援協定」が締結され、平成 19 年 3 月に一部見直しされた。この協定は、県内で大規模災害等が発生し、災害発生地の消防本部の消防力で対処できない場合に、県内の他の消防本部が災

害発生地の消防本部の要請に基づき応援活動を行うものである。

- ・ 消防団における消防相互応援協定

平成 10 年 5 月に県内 50 の全市町村で「滋賀県下消防団広域相互応援協定」が締結され、平成 19 年 3 月に一部見直しされた。この協定は、県内で大規模災害等が発生し、災害が発生した市町の消防力で対処できない場合に、県内の他の消防団が災害発生時の市町の要請に基づき応援活動を行うものである。

- ・ 緊急消防援助隊

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国内で発生した地震等の大規模災害時における人命救助活動等を効果的かつ充実したものにするため、平成 7 年 6 月に緊急消防援助隊が発足し、本県では、救助、救急、消火、特殊、後方支援で 17 隊の編成で整備された。その後、平成 15 年の消防組織法の改正により緊急消防援助隊が法制化され、現在では、県内の全 8 消防本部と防災航空隊で 51 隊（1 隊重複含む）が登録されている。

県内の消防力で対処できない大規模災害や特殊災害が発生した場合に、消防庁長官に対して他府県の緊急消防援助隊の応援を要請することとなるが、同様に、他府県で大規模災害等が発生した場合には、消防庁長官の出動の求めや指示により他府県に応援出動することになる。

キ 消防職員数の状況【資料編 14 参照】

平成 19 年 4 月 1 日時点の消防職員数は 1,496 人で、消防庁が示す「消防力の整備指針」に基づく消防吏員数（2,787 人）の 53.7%となっており、消防職員の条例定数の合計（1,541 人）に対する充足率は 97.1%とわずかに満たしていない。

1 本部の平均職員数は 187 人であるが、小規模本部は 60 人で大規模本部（288 人）の約 5 分の 1 である。

また、昭和 50 年度から平成 18 年度までの 31 年間に約 1.9 倍に増加しているが、救急出場件数の増加に比べると低い伸びにとどまっている。

ク 消防団員数の状況【資料編 14 参照】

消防団員数は、昭和 50 年度に 9,345 人であり、平成 19 年度には 9,412 人とわずかに増加しているが、消防庁が示す「消防力の整備指針」に基づく消防団員数（20,898 人）の 45.0%となっており、消防団員の条例定数の合計（9,788 人）に対する充足率は 96.2%とわずかに満たしていない。

また、消防団員の平均年齢は、昭和 50 年度で 33.9 歳であったものが、平成 19 年

度には 38.4 歳と 4.5 歳も高くなっている。人口の年齢構成を踏まえると、若年層からの新規入団を促進しないと、団員の高齢化はますます加速していくものと考えられる。

消防団員の不足、高齢化は、地域防災力に大きな影響を与えかねないものである。消防団は主に地域の住民で構成され、住民の生活に密着した消防機関で、大規模災害時に果たす災害対応の役割は大変重要であることを踏まえると、今後とも「機能別分団制度」や「消防団協力事業所表示制度」等の導入により、消防団組織の活性化、消防団員の新規入団促進に積極的に努める必要がある。

ケ 消防本部数・基地局数【資料編 15 参照】

都道府県別の消防本部数をみると、本県の消防本部数（8 本部）は少ない方から 4 番目であり、比較的広域化が進んでいると言える。

また、消防活動を支える無線の基地局数（22 基地局）も、少ない方から 2 番目と、通信条件が良好であることから、少ない基地局で効率的に運営されているという状況にある。

コ 財政基盤（消防費）の状況【資料編 16 参照】

県内消防本部の消防に係る平成 17 年度歳出決算額の合計は約 143 億円であり、近年はほぼ横ばいで推移しており、そのうち人件費は約 113 億円と約 79%の割合となっている。また、住民一人あたりの消防費は 8,000 円台から 17,000 円台となっているが、一般的な傾向として、小規模な消防本部ほど住民一人あたりの消防費は高くなっている。

今後、市町財政の状況がますます厳しくなることが予想される中で、消防費についてもより効果的で効率的な執行が求められている。

3 消防行政の課題

(1) 全県に共通する課題

このように消防を取り巻く環境は大きく変化しており、これに伴って消火・救急・救助・予防・通信業務等の消防行政に対する需要も今後ますます増加、高度化することが予想される。

特に本県においては、琵琶湖西岸断層帯による地震や東南海・南海地震の発生が危惧されているところであり、今後の消防ニーズに対応するためには、高度な資機材の整備や、専門的な知識・技術を有する職員の育成が求められているが、消防の現状や財政面での厳しさを考えると相当な困難が予想される。

とりわけ、小規模な消防本部ではこのような傾向が顕著に現れることが予想される。

(2) 個別の課題

愛知郡広域行政組合消防本部については、基本計画策定後の市町村合併により、2つの保健医療圏にまたがっているほか、救急業務に関わりの深い警察署の管轄区域とも一致しない結果となっている。

また、東近江市については、同一市内でありながら2つの消防本部が区域を管轄する状況となっている。

第2章 市町の消防の広域化に関する基本的な事項

1 国の方針

このような状況の中で、国では平成18年6月に消防組織法を改正し、同年7月には「市町村の消防の広域化に関する基本指針」(以下「基本指針」という。)を定めたところである。その内容は次のとおりである。

(1) 広域化を推進する必要性

消防は、災害や事故の多様化および大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の環境の変化に的確に対応し、住民の生命、身体および財産を守る責務がある。しかし、小規模な消防本部においては、出動体制、保有する資機材や専門要員の確保等に限界があることや、組織運営や財政面での厳しさなど、十分な消防力を維持するのが困難な状況にある。

これを克服するためには市町村の消防の広域化により行財政上のスケールメリットを実現することが有効である。

具体的には、広域化によって、

災害発生時における初動体制の強化

統一的な指揮の下での効果的な部隊運用

本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強

救急業務や予防業務の高度化及び専門化

財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備

消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮

等、消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化が期待される。

(2) 広域化の基本的な考え方

市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備および確立を図ることを旨として行われなければならない。広域化によって消防本部の対応力が低下するようなことがあってはならない。

また、市町村消防の広域化とは、2以上の市町村が消防事務(消防団の事務を除く。)を共同して処理すること、または市町村が他の市町村に消防事務を委託することであることから、広域化の対象はいわゆる常備消防であって、消防団はその対象ではない。

さらに、広域化は、市町村、住民、消防関係者等の理解を得て進めていくことが肝要であり、これらの関係者のコンセンサスを得ながら推進していく必要がある。

(3) 広域化を推進する期間

都道府県の推進計画の策定の期限は平成19年度中、市町村の消防の広域化の実現の期限は、推進計画策定後5年度以内(平成24年度まで)を目途に広域化を実現する。

(4) 消防の広域化の組合せに関する基準【資料編 17～19 参照】

消防の広域化に組合せに関する基準は以下のとおりである。

一般論としては、消防本部の規模が大きいほど火災等への対応能力が強化されることとなり、また組織管理、財政運営等の観点からも望ましいとされており、その上で、これからの消防に求められる消防力、組織体制、財政規模等にかんがみると、管轄人口の観点から言えばおおむね 30 万人以上の規模を一つの目標とすることが適当である。

ただし、管轄面積の広狭、交通事情、島嶼部などの地理的条件、広域行政、地域の歴史、日常生活圏、人口密度および人口減少などの人口動態等の地域の事情に対する十分な考慮が必要である。

2 本県における考え方

災害や事故の多様化・大規模災害への危惧など今後の消防ニーズに対応するためには、消防体制の効率化、消防体制の基盤の強化および住民サービスの向上を図る必要があり、本県においても消防本部の広域化を図り、スケールメリットを活かして消防体制の強化を図る必要がある。

広域化の具体の検討にあたっては、下記の点について十分な配慮が必要である。

(1) 消防救急無線のデジタル化

消防救急無線は平成 28 年 5 月までに現在のアナログからデジタル方式に移行することが決定している。この更新には多額の費用がかかるため、県内で仕様の統一化を図り、広域化・共同化に向けた運用方法について検討中であること。

(2) 地理的条件

本県は中央に琵琶湖が位置するという地理的条件があるが、このことは広域化の組合せを検討するにあたって制約となる一方、電波条件において有利性もあること。

第3章 広域化対象消防本部の組合せ

1 広域化の組合せについて

広域化の具体的な組合せパターンについて、管轄人口や面積の広狭、交通事情などの地理的条件などを参考に、複数のパターンを想定してそれぞれのメリット・デメリットを比較検討すると、次表のとおりである。《図1参照》

2 消防本部案（東北部（東近江・愛知・彦根・湖北）、南西部（大津・湖南・甲賀・高島））	
メリット	デメリット
人口10万人未満（愛知、高島）の消防本部が解消される （消防体制の効率化等について、1消防本部案に比べて効果は低くなる（以下、消防本部数が多くなるにしたがって効果は低くなる））	湖北地域消防本部は平成18年に広域化が図られたばかりであり、あまり期間をおかずにさらなる広域化を図ることは困難（以下同じ） 2本部とする合理的根拠に乏しい
3 消防本部案（東北部（東近江・愛知・彦根・湖北）南部（湖南・甲賀）、西部（大津・高島）） （2消防本部から人口の多い南西部を分割したもの）	
メリット	デメリット
南部は新名神高速道路の開通により機動性が向上する	西部は南北の距離が70kmになり、西部地域だけの広域化ではメリットが生じない 東北部の管轄面積が南部、西部に比べて2倍以上になるためバランスを欠く
4 消防本部案（北部（彦根・湖北）、東部（東近江・愛知）南部（湖南・甲賀）、西部（大津・高島）） （3消防本部案から面積の大きい東北部を分割したもの（彦根・湖北））	
メリット	デメリット
	西部は南北の距離が70kmになり、西部地域だけの広域化ではメリットが生じない
4 消防本部案（湖北、東部（東近江・愛知・彦根）南部（湖南・甲賀）、西部（大津・高島）） （3消防本部案から面積の大きい東北部を分割したもの（彦根・愛知・東近江））	
メリット	デメリット
	湖北のみが広域化の対象外となる

全県 1 消防本部案	
メリット	デメリット
<p>消防体制の効率化、消防体制の基盤の強化、住民サービスの向上のメリットが一番大きい</p> <p>【消防体制の効率化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部要員（庶務、指令）の効率化による現場要員の増強や高度な救命措置のできる救急救命士等の養成・専従化等 重複投資の回避による経費の節減 県域レベルの観点から、地域特性を考慮した体制整備ができる <p>【消防体制の基盤の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 財政規模の拡大による高度な消防設備や施設の整備（県内の消防費 143 億円：平成 17 年度実績） 組織、人員規模の拡大による適切な人事ローテーションによる組織の活性化 予防業務・救急業務の高度化・専門化 <p>【住民サービスの向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防体制の効率化を図ることで現場部隊が増加し、初動の消防力や増援体制が充実する（本県の地理的特性） 現場到着時間の短縮が期待できる <p>平成 28 年の消防救急無線のデジタル化に対応した施設の共同化やデジタル化の際に検討することとされている指令の共同運用が最も効率的に行える</p>	<p>計画期間内（平成 24 年度まで）の実現を図ることは相当困難（気運を醸成し合意形成を図るには日時を要する）</p> <ul style="list-style-type: none"> 指令など本部機能を収容する施設のあり方やその立地場所について検討を要する 組織、人員規模等の様々な課題を検討する期間が必要となる 職員ローテーション、処遇の具体的な検討期間を要する <p>消防団と市町や消防本部との連携に懸念が生じる （消防署等のあり方や方面本部制度導入の検討を要する）</p>

《図1 広域化組合せパターン(2消防本部案から4消防本部案・、全県1消防本部案)》

2 消防案		東北部(東近江・愛知・彦根・湖北)、南西部(大津・湖南・甲賀・高島)		
人口(人) (平成19年4月1日)	東北部	553,630人		
	南西部	835,075人		
面積(k㎡) (平成19年4月1日)	東北部	1,702.83 k㎡		
	南西部	1,644.28 k㎡		
将来推計人口(人) (平成42年)	東北部	510,105人		
	南西部	858,007人		
3 消防案		東北部(東近江・愛知・彦根・湖北)、南部(湖南・甲賀)、西部(大津・高島)		
人口(人) (平成19年4月1日)	東北部	553,630人		
	南部	455,504人		
	西部	379,571人		
面積(k㎡) (平成19年4月1日)	東北部	1,634.86 k㎡		
	南部	758.86 k㎡		
	西部	885.42 k㎡		
将来推計人口(人) (平成42年)	東北部	510,105人		
	南部	470,788人		
	西部	387,219人		
4 消防案		北部(湖北・彦根)、東部(東近江・愛知)、南部(湖南・甲賀)、西部(大津・高島)		
人口(人) (平成19年4月1日)	北部	299,083人		
	東部	254,547人		
	南部	455,504人		
	西部	379,571人		
面積(k㎡) (平成19年4月1日)	北部	1,018.10 k㎡		
	東部	684.73 k㎡		
	南部	758.86 k㎡		
	西部	885.42 k㎡		
将来推計人口(人) (平成42年)	北部	274,352人		
	東部	235,752人		
	南部	470,788人		
	西部	387,219人		
4 消防案		湖北、東部(彦根・東近江・愛知)、南部(湖南・甲賀)、西部(大津・高島)		
人口(人) (平成19年4月1日)	湖北	165,073人		
	東部	388,557人		
	南部	455,504人		
	西部	379,571人		
面積(k㎡) (平成19年4月1日)	湖北	762.58 k㎡		
	東部	940.25 k㎡		
	南部	758.86 k㎡		
	西部	885.42 k㎡		
将来推計人口(人) (平成42年)	湖北	150,115人		
	東部	359,990人		
	南部	470,788人		
	西部	387,219人		
1 消防案		全県1消防本部		
人口(人) (平成19年4月1日)		1,388,705人		
面積(k㎡) (平成19年4月1日)		3,347.11 k㎡		
将来推計人口(人) (平成42年)		1,368,112人		

ブロック名は仮称である

上記のとおり、2消防本部案から4消防本部案のいずれの案においても、10万人未満の小規模消防本部が解消されるメリットはあるものの、湖西地域においては、本県の中央に琵琶湖を有することから南北の広域化しか考えられず、必然的に南北70kmにおよぶ細長い形状とならざるをえないため、広域化のメリットが期待しにくいことや、湖北地域消防本部は広域化直後であり、平成24年度までのさらなる広域化は困難であるという状況にある。

このようなことから、2消防本部案から4消防本部案は組合せパターンとしては考えられるが、現実的には実現は困難であり、メリットが期待できないと考えられる。

次に、全県1消防本部案であるが、この案は消防体制の効率化・消防体制の基盤の強化・住民サービスの向上など、広域化の本来のメリットについて最大効果が得られるとともに、大規模災害にも柔軟に対応できる利点がある。

さらに、このような県域レベルの観点から、平成28年5月までにデジタル化に移行することとされている消防救急無線についても、国の通知では消防指令センターと併せて県域1ブロックで検討および整備することが望ましいとされており、全県1消防本部体制への広域化と並行して検討することが最も効果的である。

なお、全県1消防本部体制を実現する方法論として、段階的に2～4消防本部体制を取り得る可能性がない訳ではないが、その労力と効果という点において全県1消防本部案には及ばないと考えられる。

したがって、具体的な広域化のパターンとして、本県の地理的特性などを考えると、現場部門である消防署所等の体制は現状を維持しつつ、総務部門や指令業務部門において全県を1消防本部体制に一元化し、広域化のメリットの最大化が図れる「全県1消防本部案」が最も望ましいものと考えられる。

2 全県1消防本部案の実現に向けて

現状では、国の基本指針で示された計画期間内（平成24年度）にこれを実現することは、検討すべき課題（組織の運営形態、消防団や防災担当部局との連携、指揮命令系統や部隊編成および本部施設整備の検討と現有施設の管理方針等）が多数あり、相当困難であると考えられる。

しかし、将来の姿として最適であることから平成28年度の消防救急無線のデジタル化の対応期限までには実現できるよう、市町や消防本部、消防団等の消防関係者の参画を得ながら、全県1消防本部の実現に向けた協議・検討の場を設けて検討していく必要がある。

3 個別の課題の解消について

愛知郡広域行政組合消防本部はいくつかの喫緊の課題があり、全県1消防本部体制の早急な実現が困難な中で、その課題解消は急務である。【資料編20、21参照】

災害発生時における初動体制や、今後の消防ニーズに対応した組織や施設の整備が困難となることも懸念されること。

現行の基本計画策定後の市町合併により、2つの保健医療圏にまたがっているほか、救急業務に関わりの深い警察署の管轄区域とも一致しない結果となっていること。

現行の基本計画でも広域化の対象とされているが、実現には至っていないこと。

東近江市においては2つの消防本部による消防体制がとられていること。

など、これらに伴う様々な課題は早急に解消する必要があることから、今回の推進計画で広域化の対象とする必要がある。

なお、愛知郡広域行政組合消防本部の広域化については、市町（愛荘町および東近江市）単位で広域化する案および現在の消防本部単位で広域化する案が考えられる。

(1) 市町単位での広域化

市町（愛荘町および東近江市）単位で広域化する場合、ケースとして愛荘町は彦根市消防本部と、東近江市域（旧愛東町、旧湖東町）は東近江行政組合消防本部との広域化も想定されるが、旧愛知郡全体を勘案して本部・署所の適正配置・整備が図られてきているため、愛荘町と東近江市（旧愛東町、旧湖東町）とに分断されれば、その境界付近に消防署が立地することとなり住民サービスの低下が懸念されることなどデメリットが多く、広域化の方向としては望ましくない。

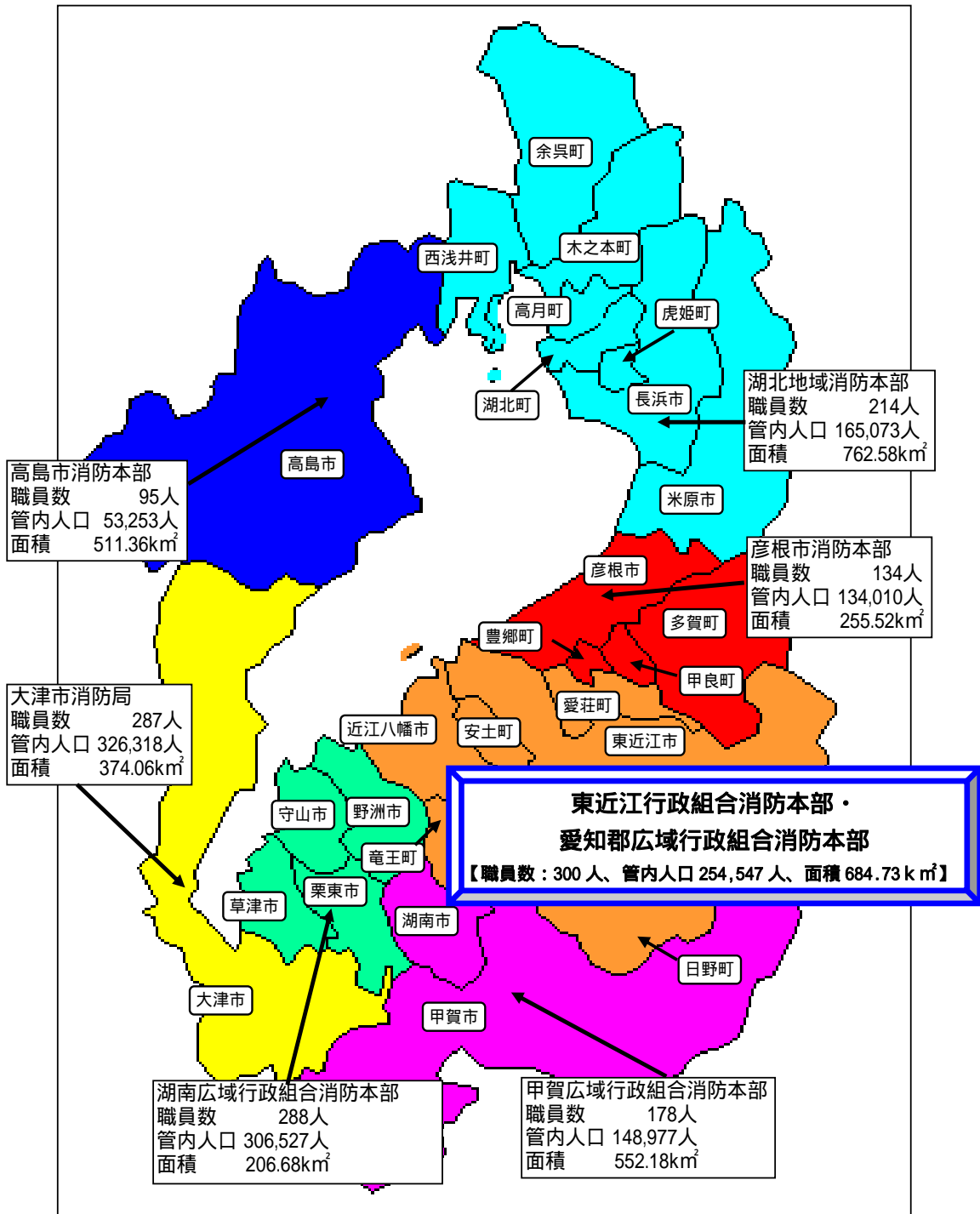
(2) 消防本部単位での広域化

消防本部単位で広域化を行う場合、その対象となる消防本部は隣接する彦根市消防本部と東近江行政組合消防本部の2つであり、3消防本部で広域化する組合せと、2消防本部の組合せについて、それぞれ比較検討すると次のとおりである。

3 消防本部広域化案（愛知・東近江・彦根）	
メリット	デメリット
<p>3案の中では消防体制の効率化、消防体制の基盤の強化、住民サービスの向上のメリットが一番大きい 管轄人口は39万人となる</p>	<p>他町から消防業務を受託して行う消防本部もあることから運営形式の検討に相当の期間が必要となる（彦根市は豊郷町、甲良町および多賀町から消防業務を受託している） 関係市町が多く（3市7町）他の案に比べて計画期間中の合意実現は困難である 県内の広域応援ブロックの組合せと異なり構成消防団において混乱が生じる</p>
2 消防本部広域化案（愛知・彦根）	
メリット	デメリット
<p>両消防本部間を連絡する道路も多く、初動体制や増援部隊の充実が期待できる 救急医療体制と一致する</p>	<p>他町から消防業務を受託して行う消防本部もあることから運営形式の検討に相当の期間が必要となる（彦根市は豊郷町、甲良町および多賀町から消防業務を受託している） 県内の広域応援ブロックの組合せと異なり構成消防団において混乱が生じる</p>
2 消防本部広域化案（愛知・東近江）	
メリット	デメリット
<p>最大の課題である東近江市域を2つの消防本部が管轄するという二重行政状態が解消できる どちらの運営方式も一部事務組合方式のため、3案の中では運営方式に関して比較的スムーズに協議が整いやすい 県内の広域応援ブロックと一致する 警察の管轄区域と一致する</p>	<p>救急医療体制と一致しなくなる（ただし、救急搬送への影響は少ない） 保健医療圏とは一致しない</p>

このように、現在の消防本部単位で広域化する場合、東近江市域を2つの消防本部が管轄するという二重行政状態が解消できること、同じ運営方式のため比較的協議が整いやすいこと、県内の広域応援ブロックと一致することなどから、東近江行政組合消防本部との広域化が望ましいと考えられる。

よって、愛知郡広域行政組合消防本部は、本県の常備消防の広域化に関する課題の解決につながる東近江行政組合消防本部と広域化を推進する。



将来の姿 = 全県 1 消防本部 (平成 28 年度)
【職員数 : 1,496 人、管内人口 1,388,705 人、面積 4,017.36 km²】
 琵琶湖の面積含む。

第4章 自主的な市町の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項

本推進計画に基づく消防広域化の推進のため、県において次の措置を実施する。

1 住民および関係者に対する情報提供等

県の広報媒体の活用や消防広域化に関するホームページの開設、パンフレット等の作成により、広く県民および関係者への情報提供等を行う。

2 市町への支援等

消防広域化の実現のために県として今後も関わり、構成市町による「広域消防運営計画」の作成の協議等にも積極的に参画していくとともに、必要な支援を行う。

また、国による支援策の充実、財源の確保については、引き続き国に要請する。

3 関係市町間の協議の積極的な推奨、仲介、調整等

消防組織法第33条第4項に基づき、市町相互間における必要な調整を行うものとする。

なお、全県1消防本部体制の実現に向けて、関係機関との協議調整の場を設けて課題の検討を行う。

第5章 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

1 広域化後の消防の体制の整備

市町の消防の広域化が行われた後に、広域化の効果が十分発揮できるよう、広域化後の消防において一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが重要である。

2 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策

広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、広域化後の消防の体制を適切に整備することが重要であることから、次のような事項について、構成市町間においてあらかじめ協議の上、事前に決定しておくことが必要である。

経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町ごとの負担金の額または負担割合等に係る基本的なルールに関すること

職員の任用、給与、教育訓練等に関すること

中長期的な整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画に関すること

部隊運用、指令管制等に関すること

構成市町間の定例的な連絡会議の開催や、災害時等に構成市町の長または防災担当幹部と消防長、消防署長または消防団長とが緊密に連携できることなど、構成市町間の迅速な意見調整を可能とするための仕組みを構築すること

3 広域化後の消防本部と消防団および防災担当部局等との連携の確保

広域化後の消防本部と消防団および構成市町の防災担当部局等との緊密な連携の確保を図る必要がある、そのためには、関係部局、関係機関が事前に十分に検討しておく必要がある。

(1) 消防団との連携の確保

平素からの消防団と常備消防との合同訓練の実施

構成市町の消防団と当該構成市町との区域に存する消防署所との定例的な連絡会議の開催

常備消防と消防団との連絡通信手段の確保

(2) 防災担当部局等との連携の確保

各市町の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣

防災担当部局等と消防本部との人事交流

総合的な合同防災訓練の実施

資料編

【資料編 1：人口・世帯数の増加】

人口・世帯数の推移（人・世帯）

年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成19年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年
人口	985,621	1,079,898	1,155,844	1,222,411	1,287,005	1,342,832	1,380,361	1,388,705	1,401,000	1,406,000	1,401,000	1,388,000	1,368,000
昭和50年との比較	-	1.10	1.17	1.24	1.31	1.36	1.40	1.41	1.42	1.43	1.42	1.41	1.39
5年増減率	-	9.6	7.0	5.8	5.3	4.3	2.8	-	1.5	0.4	-0.4	-0.9	-1.4
世帯数	250,944	294,534	320,354	352,364	394,848	440,294	479,217	510,303	-	-	-	-	-
昭和50年との比較	-	1.17	1.28	1.40	1.57	1.75	1.91	2.03	-	-	-	-	-
5年増減率	-	17.4	8.8	10.0	12.1	11.5	8.8	-	-	-	-	-	-

昭和50年から平成17年までの数値は、各年の10月1日現在。（国勢調査による）
 平成19年の数値は、4月1日現在。（国勢調査に基づく滋賀県政策調整部統計課推計人口による）
 平成22年から平成42年までの数値は、国立社会保障・人口問題研究所の推計による。（平成19年5月推計）

【資料編 2：少子高齢化の進行】

65歳以上の人口（人）

年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成19年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年
65歳以上の人口	92,235	108,245	124,657	147,144	181,376	215,552	248,266	262,724	288,000	337,000	365,000	378,000	389,000
昭和50年との比較	-	1.17	1.35	1.60	1.97	2.34	2.69	2.85	3.12	3.65	3.96	4.10	0.39
5年増減率	-	17.4	15.2	18.0	23.3	18.8	15.2	-	16.0	17.0	8.3	3.6	2.9
65歳以上の割合	9.4	10.0	10.8	12.0	14.1	16.1	18.0	18.9	20.6	24.0	26.1	27.2	28.4
5年増減率	-	0.7	0.8	1.3	2.1	2.0	1.9	-	2.6	3.4	2.1	1.2	1.2

昭和50年から平成17年までの数値は、各年の10月1日現在。（国勢調査による）
 平成19年の数値は、4月1日現在。（国勢調査に基づく滋賀県政策調整部統計課推計人口による）
 平成22年から平成42年までの数値は、国立社会保障・人口問題研究所の推計による。（平成19年5月推計）

【資料編 3：交通事故等の状況】

交通事故発生件数等（人・件）

年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成18年
死者	142	135	156	134	181	126	118	102
昭和50年との比較	-	0.95	1.10	0.94	1.27	0.89	0.83	0.72
5年増減率	-	-4.9	15.6	-14.1	35.1	-30.4	-6.3	-
負傷者	5,973	5,841	7,406	7,773	10,123	12,731	13,326	13,153
昭和50年との比較	-	0.98	1.24	1.30	1.69	2.13	2.23	2.20
5年増減率	-	-2.2	26.8	5.0	30.2	25.8	4.7	-
死者＋負傷者	6,115	5,976	7,562	7,907	10,304	12,857	13,444	13,255
昭和50年との比較	-	0.98	1.24	1.29	1.69	2.10	2.20	2.17
5年増減率	-	-2.3	26.5	4.6	30.3	24.8	4.6	-
交通事故発生件数	4,161	4,422	5,618	5,842	7,828	9,519	10,107	10,005
昭和50年との比較	-	1.06	1.35	1.40	1.88	2.29	2.43	2.40
5年増減率	-	6.3	27.0	4.0	34.0	21.6	6.2	-

数値は、各年1月から12月まで。
 滋賀県統計書による。

自動車台数（台）

年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成18年
自動車台数	285,862	397,764	506,743	642,079	770,838	855,297	930,696	947,923
昭和50年との比較	-	1.39	1.77	2.25	2.70	2.99	3.26	3.32
5年増減率	-	39.1	27.4	26.7	20.1	11.0	8.8	-

数値は、各年3月31日現在。
滋賀県統計書による。

【資料編4：火災の発生状況】

火災の発生件数の推移（件）

年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成18年
建物火災	270	301	253	247	318	295	338	294
林野火災	51	22	24	14	18	15	13	6
車両火災	32	34	49	62	75	93	92	102
船舶火災	0	0	0	0	0	1	0	0
その他	147	151	136	72	125	155	108	111
計	500	508	462	395	536	559	551	513

数値は、各年1月から12月まで。
滋賀県消防防災年報による。

火災の発生状況

年	出火件数	死者	負傷者	損害額 (千円)	出火指数	死者指数	負傷者 指数	火災1件あたり の損害額(千円)
昭和50年	500	17	57	942,296	100	100	100	1,885
昭和55年	508	18	67	5,534,138	102	106	118	10,894
昭和60年	462	18	61	1,285,727	92	106	107	2,783
平成2年	395	15	49	1,098,721	79	88	86	2,782
平成7年	536	15	61	1,296,100	107	88	107	2,418
平成12年	559	26	60	1,598,136	112	153	105	2,859
平成17年	551	15	84	3,082,312	110	88	147	5,594
平成18年	513	19	72	2,739,617	103	112	126	5,340

数値は、各年1月から12月まで。
滋賀県消防防災年報による。

【資料編 5：大規模・高層建築物の状況】

防火対象物数の推移

年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成18年
5階未満	-	19,163	24,556	29,169	33,164	37,684	41,553	42,279
昭和55年との比較	-	1.00	1.28	1.52	1.73	1.97	2.17	2.21
5年増減率	-	-	28.1	18.8	13.7	13.6	10.3	-
5階以上	-	454	594	880	1,238	1,681	1,940	1,988
昭和55年との比較	-	1.00	1.31	1.94	2.73	3.70	4.27	4.38
5年増減率	-	-	30.8	48.1	40.7	35.8	15.4	-
地下のみ	-	0	0	2	2	4	12	12
計	16,666	19,617	25,150	30,051	34,404	37,684	43,505	44,279
昭和50年との比較	-	1.18	1.51	1.80	2.06	2.26	2.61	2.66
昭和55年との比較	-	-	1.28	1.53	1.75	1.92	2.22	2.26
5年増減率	-	17.7	28.2	19.5	14.5	9.5	15.4	-

数値は、各年度末現在。
滋賀県消防防災年報による。

防火対象物のうち、大規模・高層建築物または地階を有する建築物の推移

年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成18年
高さ31m超、11階以上	11	27	61	87	163	232	243
昭和55年との比較	-	2.45	5.55	7.91	14.82	21.09	22.09
5年増減率	-	145.5	125.9	42.6	87.4	42.3	-
地階を有するもの	103	168	270	365	471	744	761
昭和55年との比較	-	1.63	2.62	3.54	4.57	7.22	7.39
5年増減率	-	63.1	60.7	35.2	29.0	58.0	-

数値は、各年度末現在。
滋賀県消防防災年報による。

【資料編 6：情報通信技術の状況】

平成18年度末における携帯電話およびPHSの加入契約数

	携帯電話	PHS	合計	普及率	人口
滋賀県	998,082	26,533	1,024,615	0.74228	1,380,361

総務省総合通信基盤局平成19年8月31日発表「電気通信サービスの加入契約数の状況」による。

【資料編 7：市町財政の状況】

平成 18 年度市町決算（普通会計）における決算規模および決算収支

(単位:百万円)

		歳入	歳出	歳入 歳出 差引額	翌年度へ 繰り越す べき財源	実質 収支	単年度 収支	実質 単年度 収支
県 計	平成18年度	(1.0) 491,997	(0.9) 479,792	(5.2) 12,206	(16.0) 2,991	(1.2) 9,214	108	2,262
	平成17年度	497,042	484,160	12,882	3,560	9,322	1,745	128
市 計	平成18年度	(0.4) 432,881	(0.3) 423,046	(3.7) 9,835	(11.3) 2,492	(0.9) 7,343	65	694
	平成17年度	434,656	424,438	10,218	2,809	7,409	1,263	231
町 計	平成18年度	(5.2) 59,116	(5.0) 56,745	(11.0) 2,370	(33.5) 499	(2.2) 1,871	43	1,568
	平成17年度	62,386	59,722	2,664	750	1,914	482	359
参考 全国増減率		2.2	2.2	0.6	16.2	6.0		

100万円未満を四捨五入している関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

()内は対前年度伸び率(%)

参考 全国増減率は、全国市町村分の速報値(平成19年9月28日総務省発表)である。

滋賀県自治振興課平成19年11月14日発表「平成18年度市町決算(普通会計)の概要」による。

平成 18 年度市町決算（普通会計）における財政指標

(単位: %、ポイント)

	平成18年度		平成17年度		(参考) 平成18年度(全国)	
	比率	増減	比率	増減	比率	増減
実質収支比率	3.2	0.1	3.3	0.3	-	-
経常収支比率	(96.5) 91.1	(1.8) 2.3	(94.7) 88.8	(0.7) 1.2	90.3	0.1
公債費負担比率	17.1	0.5	16.6	0.8	-	-
起債制限比率	11.3	0.2	11.1	0.4	11.3	0.1
実質公債費比率	16.3	1.2	15.1	-	15.1	0.3

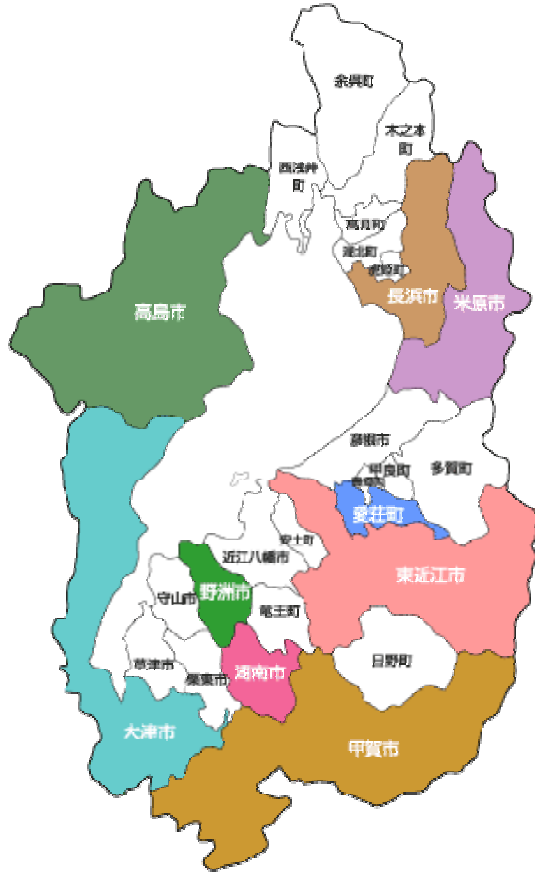
経常収支比率の()書は、減税補てん債および臨時財政対策債を経常一般財源等から除いた比率である。

「平成18年度(参考・全国)」は、全国市町村分の速報値(平成19年9月28日総務省発表)である。

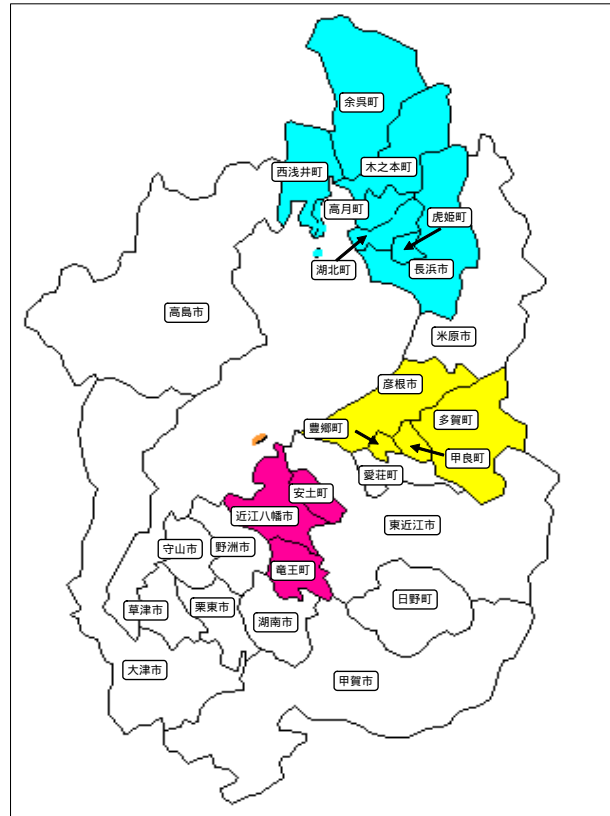
滋賀県自治振興課平成19年11月14日発表「平成18年度市町決算(普通会計)の概要」による。

【資料編 8：市町村合併の状況】

滋賀県内市町の取組状況
(平成 18 年 3 月 31 日現在)



構想対象市町の組合せ
(平成 18 年 12 月 26 日現在)



【資料編 9：救急出場件数の増加】

救急出場件数と内訳の推移（件）

年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成18年
救急出場件数	13,781	20,024	22,287	26,575	30,813	39,738	50,425	51,386
昭和50年との比較	100	145.3	161.7	192.8	223.6	288.4	365.9	372.9
5年増減率		45.3%	11.3%	19.2%	15.9%	29.0%	26.9%	
救急出場件数のうち事故種別救急出場件数								
急病	6,502	9,245	10,468	12,712	16,002	21,797	30,243	31,024
昭和50年との比較	100	142.2	161.0	195.5	246.1	335.2	465.1	477.1
5年増減率		42.2%	13.2%	21.4%	25.9%	36.2%	38.7%	
交通事故	3,660	4,911	6,030	7,579	7,663	8,272	7,888	7,664
昭和50年との比較	100	134.2	164.8	207.1	209.4	226.0	215.5	209.4
5年増減率		34.2%	22.8%	25.7%	1.1%	7.9%	-4.6%	
一般負傷	1,901	2,993	2,901	3,138	3,690	5,054	6,469	6,642
昭和50年との比較	100	157.4	152.6	165.1	194.1	265.9	340.3	349.4
5年増減率		57.4%	-3.1%	8.2%	17.6%	37.0%	28.0%	
その他	1,718	2,875	2,888	3,146	3,458	4,615	5,825	6,056
昭和50年との比較	100	167.3	168.1	183.1	201.3	268.6	339.1	352.5
5年増減率		67.3%	0.5%	8.9%	9.9%	33.5%	26.2%	

救急業務実施状況調べによる。

平成18年における傷病程度・年齢区分別救急搬送人数（人）

傷病程度	年齢区分	新生児	乳幼児	少年	成人	老人	合計
死亡		2	11	2	126	478	619
	全体に占める割合	1.8%	0.4%	0.1%	0.6%	2.2%	1.2%
重傷		19	35	42	936	2,136	3,168
	全体に占める割合	17.3%	1.3%	1.7%	4.3%	9.6%	6.4%
死亡 + 重傷		21	46	44	1062	2614	3787
	全体に占める割合	19.1%	1.7%	1.7%	4.8%	11.8%	7.6%
中等症		69	492	430	5,673	10,146	16,810
	全体に占める割合	62.7%	18.0%	16.9%	25.8%	45.7%	33.9%
軽傷		17	2,183	2,068	15,255	9,424	28,947
	全体に占める割合	15.5%	80.1%	81.3%	69.3%	42.5%	58.4%
その他		3	5	1	18	9	36
	全体に占める割合	2.7%	0.2%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%
救急搬送人数		110	2,726	2,543	22,008	22,193	49,580
	全体に占める割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

数値は、平成18年中。
救急業務実施状況調べによる。

救急救命士と高規格救急自動車の推移（人・台）

年	平成3年	平成7年	平成12年	平成17年	平成18年	平成19年
救急救命士	1	38	104	206	233	243
運用している救急救命士		12	104	191	213	220
救急自動車		62	61	66	66	65
高規格救急自動車		8		51	52	55

数値は、毎年4月1日のデータ。
救急業務実施状況調べによる。

【資料編 10：救助出動件数の増加】

救助出動件数と内訳の推移（件）

年	平成元年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成18年
救助出動件数	475	454	672	1006	925	716
平成元年との比較	100	95.6	141.5	211.8	194.7	150.7
5年増減率			48.0%	49.7%	-8.1%	
救助出動件数のうち事故種別救助出動件数						
火災建物	115	73	122	147	136	26
平成元年との比較	100	63.5	106.1	127.8	118.3	22.6
5年増減率			67.1%	20.5%	-7.5%	
火災建物以外	11	22	26	63	47	0
平成元年との比較	100	200.0	236.4	572.7	427.3	0.0
5年増減率			18.2%	142.3%	-25.4%	
交通事故	274	294	419	576	477	412
平成元年との比較	100	107.3	152.9	210.2	174.1	150.4
5年増減率			42.5%	37.5%	-17.2%	
水難事故	7	5	16	32	18	26
平成元年との比較	100	71.4	228.6	457.1	257.1	371.4
5年増減率			220.0%	100.0%	-43.8%	
自然災害	0	5	1	0	1	2
平成元年との比較	100					
5年増減率			-80.0%	-100.0%		
機械事故	21	19	17	28	30	26
平成元年との比較	100	90.5	81.0	133.3	142.9	123.8
5年増減率			-10.5%	64.7%	7.1%	
建物事故	11	8	13	18	20	19
平成元年との比較	100	72.7	118.2	163.6	181.8	172.7
5年増減率			62.5%	38.5%	11.1%	
酸欠事故	3	4	1	1	2	2
平成元年との比較	100	133.3	33.3	33.3	66.7	66.7
5年増減率			-75.0%	0.0%	100.0%	
爆発事故	0	0	0	0	1	0
平成元年との比較	100					
5年増減率						
その他	33	24	57	141	193	203
平成元年との比較	100	72.7	172.7	427.3	584.8	615.2
5年増減率			137.5%	147.4%	36.9%	

救助業務実施状況調べによる。

【資料編 11：危険物施設数および危険物施設における事故件数】

危険物施設数の推移（施設数）

年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成18年
製造所	47	56	63	68	79	86	101	103
昭和50年との比較	-	1.19	1.34	1.45	1.68	1.83	2.15	2.19
5年増減率	-	19.1	12.5	7.9	16.2	8.9	17.4	-
貯蔵所	3,839	4,704	5,235	5,254	5,287	5,301	5,010	4,908
昭和50年との比較	-	1.23	1.36	1.37	1.38	1.38	1.31	1.28
5年増減率	-	22.5	11.3	0.4	0.6	0.3	-5.5	-
取扱所	1,741	2,112	2,364	2,023	2,170	2,178	2,056	1,998
昭和50年との比較	-	1.21	1.36	1.16	1.25	1.25	1.18	1.15
5年増減率	-	21.3	11.9	-14.4	7.3	0.4	-5.6	-
計	5,627	6,872	7,662	7,345	7,536	7,565	7,167	7,009
昭和50年との比較	-	1.22	1.36	1.31	1.34	1.34	1.27	1.25
5年増減率	-	22.1	11.5	-4.1	2.6	0.4	-5.3	-
事業所数	2,286	2,621	3,073	3,156	3,172	3,097	3,050	3,002
昭和50年との比較	-	1.15	1.34	1.38	1.39	1.35	1.33	1.31
5年増減率	-	14.7	17.2	2.7	0.5	-2.4	-1.5	-

数値は、各年度末現在。
滋賀県消防防災年報による。

危険物施設における事故件数の推移（件）

年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成13年から平成17年までの5年平均	平成18年
事故件数	25	21	20	23	21	22	22

数値は、各年1月から12月まで。
滋賀県消防防災年報による。

【資料編 12：民間防火組織の人員の推移】

民間防火組織の人員の推移（人）

年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成18年
幼年消防クラブ員	-	-	-	-	8,993	9,374	12,454	16,088
平成7年との比較	-	-	-	-	1.00	1.04	1.38	1.79
5年増減率	-	-	-	-	-	4.2	32.9	-
少年消防クラブ員	2,659	2,540	1,684	1,826	863	421	216	208
昭和50年との比較	-	0.96	0.63	0.69	0.32	0.16	0.08	0.08
5年増減率	-	-4.5	-33.7	8.4	-52.7	-51.2	-48.7	-
女性防火クラブ員	7,360	9,219	24,928	35,018	24,369	26,564	24,231	23,844
昭和50年との比較	-	1.25	3.39	4.76	3.31	3.61	3.29	3.24
5年増減率	-	25.3	170.4	40.5	-30.4	9.0	-8.8	-
計	10,019	11,759	26,612	36,844	34,225	36,359	36,901	40,140
昭和50年との比較	-	1.17	2.66	3.68	3.42	3.63	3.68	4.01
5年増減率	-	17.4	126.3	38.4	-7.1	6.2	1.5	-

数値は、各年4月1日現在。
滋賀県消防防災年報による。

【資料編 13：防災ヘリコプター業務の増加】

防災ヘリコプター「淡海」年別運航状況の推移（件）

年	平成8年	平成9年	平成12年	平成17年	平成18年	平成19年
1. 災害活動件数	17	22	30	56	51	74
平成9年との比較		100	136.4	254.5	231.8	336.4
5年増減率			36.4%	86.7%		
1-1. 災害活動件数のうち、活動種別件数						
(1) 火災	8	5	7	2	2	3
平成9年との比較		100	140.0	40.0	40.0	60.0
5年増減率			40.0%	-71.4%		
(2) 救助	9	7	12	33	31	28
平成9年との比較		100	171.4	471.4	442.9	400.0
5年増減率			71.4%	175.0%		
(3) 救急	0	0	10	19	18	29
平成12年との比較			100	190.0	94.7	161.1
5年増減率				90.0%		
(4) 災害応急対策	0	10	0	0	0	0
平成9年との比較		100				
5年増減率						
(5) 広域応援活動	0	0	1	2	0	14
平成12年との比較			100	200.0	0.0	1400.0
5年増減率				100.0%		
2. 自隊訓練	136	136	188	201	181	176
平成9年との比較		100	138.2	147.8	133.1	129.4
5年増減率			38.2%	6.9%		
3. 連携訓練	40	27	38	42	43	45
平成9年との比較		100	140.7	155.6	159.3	166.7
5年増減率			40.7%	10.5%		
4. 災害予防	12	16	1	0	1	0
平成9年との比較		100	6.3	0.0	6.3	0.0
5年増減率			-93.8%	-100.0%		
5. 行政用務	28	38	22	24	28	21
平成9年との比較		100	57.9	63.2	73.7	55.3
5年増減率			-42.1%	9.1%		
6. その他	4	18	18	18	20	13
平成9年との比較		100	100.0	100.0	111.1	72.2
5年増減率			0.0%	0.0%		
合計(1～6計)	237	257	297	341	324	329
平成9年との比較		100	115.6	132.7	126.1	128.0
5年増減率			15.6%	14.8%		

滋賀県消防防災年報による。
平成8年は4月から12月まで、以降は年中の数値の合計である。

【資料編 14：消防職員数・消防団員数の状況】

消防職員・消防団員（人員・平均年齢・条例定数）の推移

年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成18年	平成19年
消防職員数	801	957	1,069	1,150	1,293	1,386	1,487	1,498	1,496
消防吏員数	786	942	1,058	1,136	1,284	1,369	1,468	1,483	1,484
昭和50年との比較	100	119.8	134.6	144.5	163.4	174.2	186.8	188.7	188.8
5年増減率		19.8%	12.3%	7.4%	13.0%	6.6%	7.2%		
平均年齢	30.2	31.5	33.1	34.7	35.9	37.8	36.0	36.3	39.0
条例定数		969	1,087	1,174	1,315	1,413	1,503	1,565	1,541
消防団員数	9,345	9,443	9,341	9,347	9,356	9,384	9,366	9,367	9,412
昭和50年との比較	100	101.0	100.0	100.0	100.1	100.4	100.2	100.2	100.7
5年増減率		1.0%	-1.1%	0.1%	0.1%	0.3%	-0.2%		
平均年齢	33.9	34.6	35.5	36.2	36.8	37.2	37.9	38.2	38.4
条例定数	9,463	9,574	9,440	9,452	9,635	9,529	9,709	9,740	9,788

毎年4月1日時点の数値。
滋賀県消防防災年報による。

【資料編 15：全都道府県消防本部数・基地局数一覧表】

平成 18 年 4 月 1 日現在

	消防本部数			無線基地局数	
		順位			順位
北海道	68	1	北海道	474	1
愛知	37	2	長野	172	2
埼玉	36	3	福島	139	3
大阪	33	4	兵庫	134	4
千葉	31	5	愛知	124	5
兵庫	31	5	岩手	121	6
静岡	27	7	京都	109	7
茨城	26	8	広島	108	8
神奈川	26	8	新潟	106	9
福岡	26	8	神奈川	99	10
岐阜	22	11	静岡	97	11
鹿児島	20	12	岐阜	87	12
新潟	19	13	宮城	86	13
沖縄	18	14	岡山	85	14
和歌山	17	15	青森	84	15
広島	16	16	東京	83	16
山形	15	17	大阪	83	16
三重	15	17	鹿児島	83	16
京都	15	17	山口	79	19
高知	15	17	高知	77	20
青森	14	21	熊本	77	20
長野	14	21	愛媛	72	22
岡山	14	21	群馬	71	23
愛媛	14	21	三重	68	24
大分	14	21	沖縄	67	25
秋田	13	26	茨城	66	26
栃木	13	26	福岡	66	26
富山	13	26	千葉	63	28
奈良	13	26	山形	62	29
山口	13	26	埼玉	62	29
熊本	13	26	大分	62	29
岩手	12	32	長崎	60	32
宮城	12	32	秋田	59	33
福島	12	32	石川	59	33
徳島	12	32	奈良	59	33
群馬	11	36	島根	59	33
石川	11	36	富山	48	37
山梨	10	38	和歌山	48	37
長崎	10	38	栃木	45	39
福井	9	40	山梨	41	40
島根	9	40	徳島	41	40
香川	9	40	福井	38	42
宮崎	9	40	宮崎	37	43
滋賀	8	44	香川	31	44
佐賀	7	45	佐賀	24	45
東京	6	46	滋賀	22	46
鳥取	3	47	鳥取	10	47
	811			3847	

総務省消防庁『平成 18 年消防年報』による。

【資料編 16：財政基盤（消防費）の状況】
滋賀県内消防本部規模別全国平均比較表

項目	大津市消防局	消防本部	全国平均 管轄人口30万人～40万人	東近江行政組合 消防本部	全国平均 管轄人口20万人～30万人	湖北地域 消防本部	甲賀広域行政 組合消防本部	彦根市消防本部	全国平均 管轄人口10万人～20万人	高島市消防本部	全国平均 管轄人口5万人 未満
1 職員数	287人	288人	362.0人	240人	278.4人	214人	178人	134人	171.4人	98人	62.8人
2 消防本部の管轄面積	374.06km ²	206.68km ²	386.28km ²	578.33km ²	480.72km ²	762.68km ²	552.18km ²	255.52km ²	408.34km ²	511.36km ²	460.77km ²
3 消防本部の管轄人口	326,316人	306,527人	346,236人	220,083人	242,149人	105,072人	148,977人	134,010人	140,044人	53,250人	31,980人
4 署・出張所数	9箇所	8箇所	10箇所	6箇所	9.0箇所	4箇所	7箇所	4箇所	5.6箇所	4箇所	2.5箇所
5 職員1人当たりの管轄面積	1.30km ²	0.72km ²	1.07km ²	2.41km ²	1.73km ²	3.56km ²	3.10km ²	1.91km ²	2.38km ²	5.38km ²	7.34km ²
6 職員1人当たりの管内人口	1,137人	1,064人	962人	917人	970人	771人	837人	1,000人	617人	951人	574人
7 1署所当たりの管轄面積	41.56km ²	25.84km ²	36.44km ²	96.58km ²	53.41km ²	76.28km ²	78.88km ²	63.98km ²	72.92km ²	127.84km ²	35.13km ²
8 1署所当たりの管轄人口	36,258人	38,316人	32,852人	36,681人	26,905人	16,507人	21,822人	33,503人	25,008人	13,319人	11,488人
1 消防本部の消防ポンプ自動車現存量	13台	13台	15.3台	10台	14.0台	12台	8台	6台	8.6台	4台	3.8台
2 消防ポンプ自動車1台当たりの管轄面積	28.77km ²	15.90km ²	25.25km ²	57.98km ²	34.34km ²	63.85km ²	69.02km ²	42.58km ²	47.48km ²	127.84km ²	121.26km ²
3 人口1万人当たりのポンプ車数	0.40台	0.42台	0.44台	0.45台	0.58台	0.73台	0.54台	0.45台	0.61台	0.75台	1.19台
4 1署所当たりの消防ポンプ自動車数	1.44台	1.63台	1.44台	1.67台	1.56台	1.20台	1.14台	1.50台	1.54台	1.00台	1.52台
1 消防本部の救急自動車数	11台	11台	10.60台	8台	9.30台	14台	8台	5台	6.30台	5台	3.20台
2 消防本部の高規格救急自動車数	8台	8台	8.60台	7台	7.10台	14台	6台	5台	4.70台	4台	2.20台
3 救急出撃件数（平成18年中）	13,533件	10,788件	13,273.0件	7,288件	9,046.9件	6,638件	4,755件	4,749件	5,048.6件	2,420件	1,235.2件
4 1署所当たりの高規格救急自動車数	0.86台	1.00台	0.81台	1.17台	0.79台	1.40台	0.86台	1.25台	0.84台	1.00台	1.00台
5 救急自動車1台当たりの救急出撃件数	1,230.27件	980.73件	1,252.17件	908.50件	972.76件	474.14件	594.36件	949.80件	801.37件	484.00件	411.67件
6 1署所当たりの救急出撃件数	1,503.67件	1,346.50件	1,252.17件	1,211.33件	1,005.21件	663.80件	679.29件	1,187.25件	901.54件	605.00件	411.67件
1 消防費支出決算額（千円）・・・A	2,925,559	2,596,707	2,231,749	2,231,749	2,271,263	1,988,770	1,988,770	1,192,716	943,236	81,723	425,017
2 うち普通建設事業費（千円）・・・B	81,438	273,650	106,881	106,881	806,453	15,226	83,178	83,178	81,723	81,723	56,865
3 人件費（千円）	2,440,927	2,119,962	2,119,962	1,858,252	1,752,814	1,341,763	1,341,763	1,004,491	648,084	648,084	324,069
4 職員1人当たりの人件費/年（千円）	8,505	7,361	7,361	7,743	7,443	8,191	6,375	7,496	6,822	6,822	5,401
5 消防費にかかる基準財政需要額（千円）	3,455,970	3,385,033	2,916,767	2,916,767	2,420,854	1,659,690	1,659,690	1,622,753	676,728	676,728	316,945
6 標準収入額（千円）	48,151,620	53,601,099	33,558,347	33,558,347	24,387,303	24,601,295	29,355,664	29,355,664	6,977,567	6,977,567	5,258,428
7 標準財政規模（千円）	55,006,485	56,926,590	46,674,354	46,674,354	41,638,769	31,218,517	27,228,562	27,228,562	15,721,081	15,721,081	8,327,344
8 標準財政収入額（千円）	47,134,629	52,560,063	32,686,088	32,686,088	20,783,050	23,925,119	19,931,963	19,931,963	6,645,843	6,645,843	5,086,922
9 普通会計決算額（千円）	83,190,745	97,287,343	73,872,515	73,872,515	78,932,115	54,145,568	43,975,088	43,975,088	28,422,056	28,422,056	14,874,292
10 普通会計決算額に占める消防費（A）の占める割合	3.14%	2.67%	3.02%	3.02%	3.47%	2.38%	2.38%	2.38%	3.32%	3.32%	2.86%
11 1人当たりの消防費 A/人口	8,965円	8,471円	10,140円	10,140円	16,465円	8,549円	8,549円	8,900円	17,712円	17,712円	12,332円
組合消防本部（湖東、甲賀、東近江、豊知、湖北）および事務委託を受けている彦根市は構成市町の合計											

全国消防長会『平成19年消防現勢』および滋賀県『平成17年度市町財政概況』による。

【資料編 17：消防の広域化の組合せに関する基準】

	大津市消防局	湖南広域行政 組合消防本部	甲賀広域行政 組合消防本部	東近江行政組合 消防本部	愛知郡広域行政 組合消防本部	彦根市消防本部	湖北地域消防本部	高島市消防本部	備考
管轄人口30万人以上									
管轄面積の広狭	374.06k㎡ 全国平均:狭 県平均:狭	206.68k㎡ 全国平均:狭 県平均:狭	552.18k㎡ 全国平均:広 県平均:広	579.33k㎡ 全国平均:広 県平均:広	105.40k㎡ 全国平均:狭 県平均:狭	255.52k㎡ 全国平均:狭 県平均:狭	762.58k㎡ 全国平均:広 県平均:広	511.36k㎡ 全国平均:広 県平均:広	全国平均:458.51k㎡ 県平均:418.38k㎡ (琵琶湖の面積除く。)
交通事情(県内隣接消防本部への道路本数)	14	17	18	25	10	11	5	4	国道、県道
島嶼部などの地理的 条件(特記事項)	なし	なし	なし	なし	なし	なし	積雪地域	積雪地域	
他の広域行政 (ごみ、し尿、火葬場、 休日診療、病院、水道 等)	単独で運営	構成4市で運営	構成2市で運営	市町村合併の結果、 東近江市が2つの消防 防本部にまたがって いる	市町村合併の結果、 東近江市が2つの消防 防本部にまたがって いる	主に構成1市3町 で運営	構成2市6町で運営	単独で運営	資料編18参照
地域の歴史									
日常生活圏 (通勤、通学、商圏)	大津市内が中心	一部大津市へ	一部草津市へ	東近江市、近江八 幡市が中心	管轄区域の旧愛東 町・旧湖東町は旧八 日市市が日常生活 圏である	彦根市内が中心	一部彦根市へ	一部大津市へ	
人口密度	881.34 全国平均:大 県平均:大	1,466.60 全国平均:大 県平均:大	264.10 全国平均:小 県平均:小	383.66 全国平均:大 県平均:小	319.98 全国平均:小 県平均:小	527.86 全国平均:大 県平均:大	215.54 全国平均:小 県平均:小	108.22 全国平均:小 県平均:小	全国平均:341.67 (18.41) 県平均:415.04 (琵琶湖の面積除く。)
人口減少などの人口 動態	増加傾向	増加傾向	増加傾向	減少傾向	減少傾向	減少傾向	減少傾向	減少傾向	資料編1、2参照
既存の広域化							2006年4月、長浜、米 原、東浅井、伊香の4 消防本部が広域化		
市町村合併				近江八幡市、安土 町および竜王町が 対象		彦根市、豊郷町、 甲良町および多賀 町が対象	長浜市、彦根町、湖北 町、高月町、木之本町、 余呉町および西浅井町が 対象		滋賀県における自主的な市 町の合併の推進に関する構 想(平成18年(2006年)12月 策定)
保健医療圏									
広域応援のブロック割 り	高島	甲賀	湖南	愛知	東近江	湖北	彦根	大津	県内4ブロック
その他	大津湖南	大津湖南	甲賀	東近江	琵琶湖東北部 (愛荘町のみ)	琵琶湖東北部	琵琶湖東北部		現在、4圏域

【資料編 18：県内市町の主な広域行政の現状】

(平成18年4月1日現在)

地域別	南部			甲賀			東近江						湖東						湖北					
	草津市	栗東市	守山市	野洲市	甲賀市	湖南市	近江八幡市	安土町	日野町	竜王町	東近江市	愛宕町	豊郷町	甲良町	多賀町	彦根市	米原市	長浜市	虎姫町	湖北町	高月町	木之本町	余呉町	西浅井町
焼却 ごみ	甲賀広域行政組合						中部清掃組合						湖東広域衛生管理組合						湖北広域行政事務センター					
	甲賀広域行政組合						中部清掃組合						湖東広域衛生管理組合						湖北広域行政事務センター					
ごみ処理施設 ・RDF施設	甲賀広域行政組合						中部清掃組合						湖東広域衛生管理組合						湖北広域行政事務センター					
	甲賀広域行政組合						中部清掃組合						湖東広域衛生管理組合						湖北広域行政事務センター					
相大・不燃ごみ 処理施設	甲賀広域行政組合						中部清掃組合						湖東広域衛生管理組合						湖北広域行政事務センター					
	甲賀広域行政組合						中部清掃組合						湖東広域衛生管理組合						湖北広域行政事務センター					
最終 最終処分場	甲賀広域行政組合						中部清掃組合						湖東広域衛生管理組合						湖北広域行政事務センター					
	甲賀広域行政組合						中部清掃組合						湖東広域衛生管理組合						湖北広域行政事務センター					
フェニックス	甲賀広域行政組合						中部清掃組合						湖東広域衛生管理組合						湖北広域行政事務センター					
	甲賀広域行政組合						中部清掃組合						湖東広域衛生管理組合						湖北広域行政事務センター					
し尿処理	湖南広域行政組合						八日市衛生フロント組合						湖東広域衛生管理組合						湖北広域行政事務センター					
	湖南広域行政組合						八日市衛生フロント組合						湖東広域衛生管理組合						湖北広域行政事務センター					
消防	湖南広域行政組合						東近江行政組合						彦根市へ委託						湖北地域消防組合					
	湖南広域行政組合						東近江行政組合						彦根市へ委託						湖北地域消防組合					
火葬場	守山野洲行政事務組合						布引斎苑組合						彦根市へ委託						湖北広域行政事務センター					
	守山野洲行政事務組合						布引斎苑組合						彦根市へ委託						湖北広域行政事務センター					
休日診療	守山市へ委託						東近江行政組合						愛知郡広域行政組合						湖北広域行政事務センター					
	守山市へ委託						東近江行政組合						愛知郡広域行政組合						湖北広域行政事務センター					
病院	設置						設置						設置						設置					
	設置						設置						設置						設置					
介護認定事務	共同で業務処理						共同で業務処理						共同で業務処理						共同で業務処理					
	共同で業務処理						共同で業務処理						共同で業務処理						共同で業務処理					

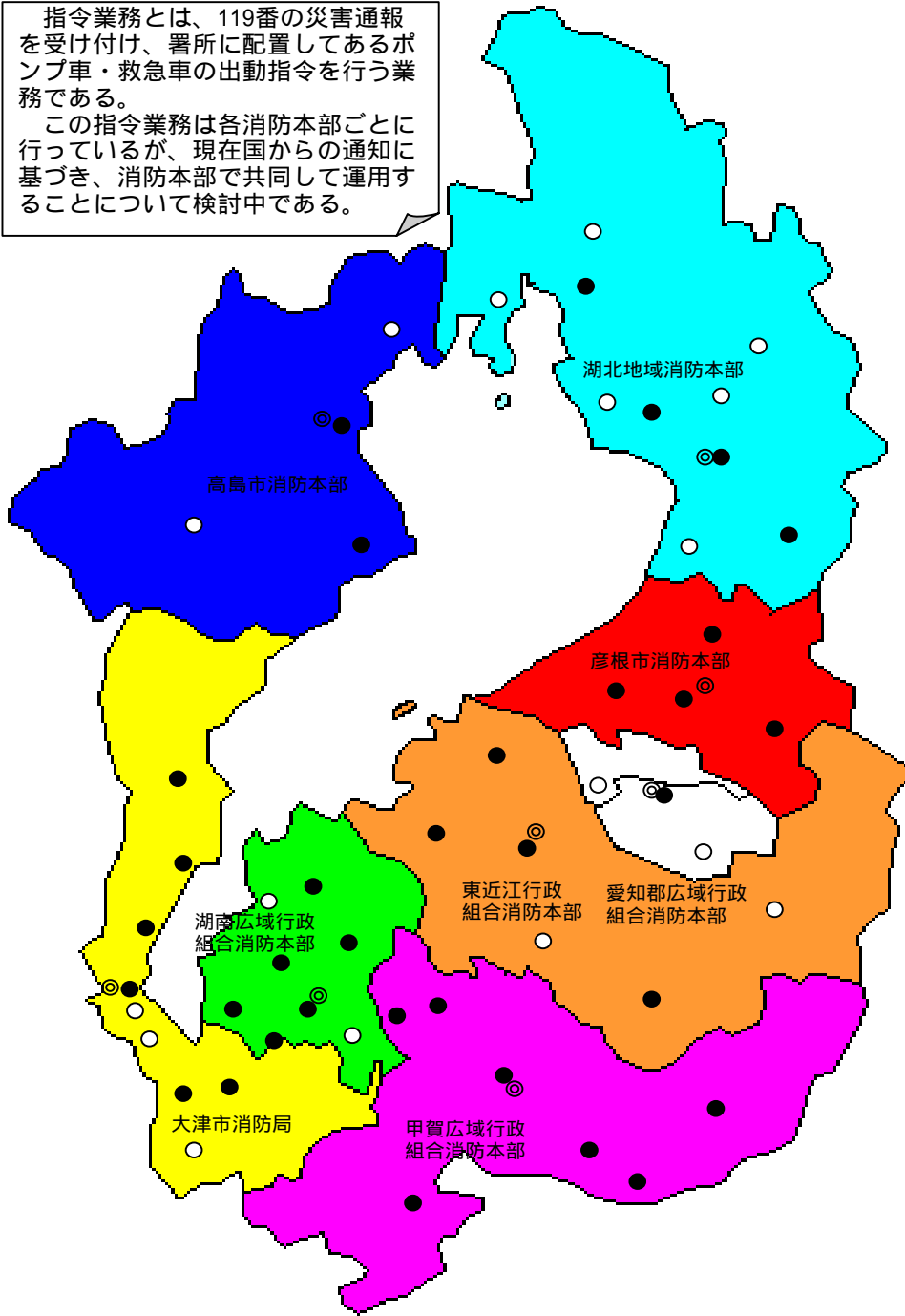
一部の商品目について単独で業務処理

共同で業務処理

滋賀県『滋賀県における自主的な市町の合併の推進に関する構想』による。

【資料編 19：消防指令業務の共同運用について】

指令業務とは、119番の災害通報を受け付け、署所に配置してあるポンプ車・救急車の出動指令を行う業務である。
 この指令業務は各消防本部ごとに行っているが、現在国からの通知に基づき、消防本部で共同して運用することについて検討中である。



消防指令業務のイメージ

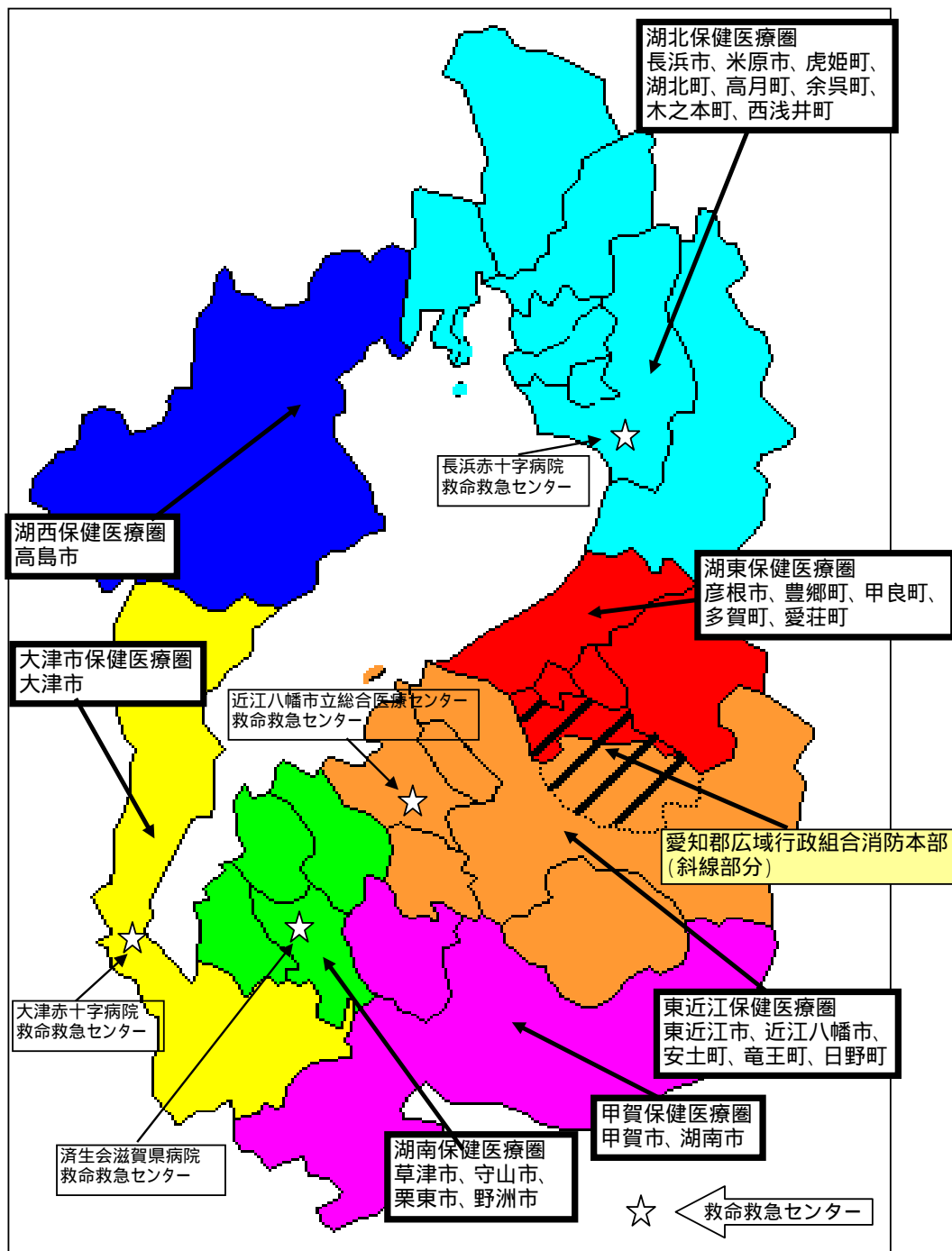


(平成19年(2007年)4月1日現在)

凡例	設置数
消防本部	8
消防署・分署	34
消防出張所	17

【資料編 20：滋賀県二次保健医療圏】

平成 19 年 4 月 1 日現在



県内市町村数	平成16年 4 月 1 日	50市町村 (8 市41町 1 村)
	平成17年 4 月 1 日	33市町 (13市20町)
	平成19年 4 月 1 日	26市町 (13市13町)

【資料編 21：愛知郡広域行政組合消防本部管内における広域行政の現状】

彦根市	犬上郡	愛 荘 町	東近江市（旧愛東・湖東町）	東近江市等
-----	-----	-------	---------------	-------

愛知郡広域行政組合

不燃ごみ（埋立） 火葬場 休日診療 上水道 消防

広域消防相互応援協定（広域災害時・日常の訓練）

北ブロック	東ブロック（愛知郡消防と東近江消防）
-------	--------------------

地域振興局・警察署管轄区域

湖東地域振興局（彦根保健所）	東近江地域振興局（東近江保健所）
彦根警察署	東近江警察署

保健医療圏・医師会

湖東保健医療圏	東近江保健医療圏
---------	----------

第一次救急医療体制

旧 4 町の開業医による在宅当番医制

第二次救急医療体制（休日・夜間）

管内 5 病院による病院群輪番制

小児救急医療体制（休日のみ）

管内 3 病院による病院群輪番制

滋賀県消防広域化推進計画

平成 20 年（2008 年）3 月

滋賀県県民文化生活部防災危機管理局

〒520 - 8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号

TEL 077-528-3433

FAX 077-528-4994

URL <http://www.pref.shiga.jp/c/shobo/index.html>

e-mail shobo@pref.shiga.lg.jp

